

男 鹿 市 斎 場  
指定管理者募集要項

令和7年10月

男鹿市市民福祉部生活環境課

# 男鹿市斎場指定管理者募集要項

男鹿市斎場を管理運営する指定管理者を募集します。

## 1 公の施設の概要

- (1) 施設の名称 男鹿市斎場
- (2) 所在地 男鹿市脇本田谷沢字要沢 7 4 番地
- (3) 構造 鉄筋コンクリート造平家建
- (4) 延床面積 7 4 2. 3 6 m<sup>2</sup> 床面積 5 7 4. 3 m<sup>2</sup>
- (5) 施設内容 火葬炉 2 基、炉前ホール、収骨室 1 室、作業室、  
残灰室、倉庫、ガスバーナー室、待合ホール、  
待合室 2 室、事務室
- (6) 竣工年月 昭和 6 2 年 1 2 月（大規模改修：令和 6 年 8 月）

※施設利用者及び実績（過去 3 年間の年間火葬数）

|         |         |
|---------|---------|
| 令和 4 年度 | 7 4 3 件 |
| 令和 5 年度 | 7 8 8 件 |
| 令和 6 年度 | 7 1 2 件 |

## 2 指定管理者に行わせる管理の業務

- (1) 火葬および焼却に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 清掃に関する業務
- (4) その他、市長が必要と認める業務

※詳細は「男鹿市斎場管理業務仕様書」による

## 3 指定管理業務に関する経費

- (1) 市は指定管理業務に必要な経費として、指定管理料を会計年度ごとに予算の範囲内で指定管理者に支払います。
- (2) 支払金額、支払時期は市と指定管理者が協議のうえ、別途年度協定書で定めます。

## 4 管理を行わせる期間（指定期間）

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）

## 5 申請をする団体に必要な資格

市内に主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。  
ただし次に掲げる団体を除きます。

- (1) 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 1 1 項の規定により、  
市が設置する公の施設の指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から起算して 2 年を経過しないもの。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する団体でその事実があった後、2年を経過していないもの（同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後、2年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。）
- (3) 申請の日において現に市または県の指名停止措置を受けている団体。
- (4) 申請の日において破産手続、再生手続または更正手続が開始されている団体。
- (5) 役員のうちに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6項に規定する暴力団員を含む団体。
- (6) 市税、県税及び国税を滞納している団体。

## 6 管理の基準

指定管理者は、次の基準により施設を管理運営するものとします。

- (1) 関係法令、条例及び規則を遵守し、適正に施設の管理を行うこと。
- (2) 利用者が快適に施設を利用できるように施設、設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 個人情報保護法、男鹿市個人情報保護条例及び男鹿市情報公開条例等を遵守し、指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の取り扱いには十分注意を払うこと。

※管理の基準に関する詳細事項については、協議のうえ、別途協定で定めます。

## 7 指定管理者と市との責任分担

指定管理者と市との責任分担は、原則として次の表のとおりとします。

ただし、表に定める事項に疑義のある場合、または定めのない事項については、市と指定管理者が協議して定めることとします。

| 項 目             |           | 指定管理者          | 市 |
|-----------------|-----------|----------------|---|
| 施設              | 改修又は大規模修繕 |                | ○ |
|                 | 修繕        | 協定で定める         |   |
| 事故・災害等による施設等の修繕 |           | 事案による ※1、※2、※3 |   |
| 施設の火災保険加入       |           |                | ○ |
| 施設利用者の被災に対する責任  |           | 事案による          |   |
| 利用者に係る保険の加入     |           | ○              |   |

※1 指定管理者の故意又は過失、協定書等に定められた管理を怠ったことによる毀損・滅失は、金額の多寡にかかわらず指定管理者が購入、修繕等を行うこととします。

※2 施設サービスの提供に支障がないと市が判断した場合には、修繕を見合わせる場合があります。

※3 施設の修繕に関する責任分担については、市と指定管理者の協議により、協定で定めます。

## 8 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに市に報告しなければなりません。
- (2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な施設管理が困難となった場合又はそのおそれがあると認められる場合は、市は指定管理者に対し改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及びその実施を求めることができるものとします。  
この場合において、指定管理者が定められた期間内に改善することができなかつたときは、市は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとします。
- (3) 指定管理者が市の指示に従わないときや指定管理者の財務状況が悪化するなど指定管理業務の継続が困難と認められる場合は、市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (4) (2) 又は (3) により指定管理者が指定を取り消され、市に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、指定管理者は市に賠償するものとします。
- (5) 不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合には、市と指定管理者は、指定管理業務の継続の可否等について協議することとします。

## 9 選定の方法、基準及び時期

- (1) 男鹿市公の施設に係る指定管理者選定委員会において、次に掲げる①から④の選定基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定します。  
なお、審査基準は次のとおりです。（括弧内は配点）

### 男鹿市斎場の指定管理者選定の審査基準

- ①市民の平等利用の確保（確保されなければ失格）
  - ア 利用者の平等な利用が確保されるものであるか
- ②男鹿市斎場の設置目的の効果的な達成（40点）
  - ア 施設の設置目的・理念を理解した管理がなされるものであるか
  - イ 利用者の意見を施設の管理運営に反映させる意欲や手段が盛り込まれているか
  - ウ 利用者に対するサービス向上の取り組みがなされるものであるか
- ③効率的な管理（20点）
  - ア 収支計画は適正なものであるか、また、その実現性はどうか
  - イ 経費節減に向けた取り組みがなされるものであるか、また、その実現性はどうか
- ④適正かつ確実な管理を行う能力（40点）
  - ア 団体の経営状況は、安全かつ健全か
  - イ 団体の実績はどうか
  - ウ 人員配置計画は適切か
  - エ 経理的な基礎が備わっているか
  - オ 技術的な基礎が備わっているか
  - カ 職員の資質向上に積極的に取り組む意欲はあるか

キ 安全管理は適切か

ク 個人情報の適切な管理のための必要な措置が講じられるものであるか

(2) 選定は11月中旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに通知します。

## 10 申請の手続

(1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書(様式1)に次に掲げる書類を添えて提出して下さい。

①事業計画書(様式2)

指定期間に係る年度ごとの当該施設管理の事業計画書

②収支予算書(様式3)

指定期間に係る年度ごとの当該施設管理の収支予算書

③その他必要な書類

- ・定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書面(法人以外の団体にあっては会則等)
- ・法人の登記事項証明書
- ・過去3年間の団体の事業活動の概要、決算関係書類(貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずる書類)
- ・類似施設における業務実績を有する場合は、当該実績を記載した書類(原則として過去2事業年度分)

④ 5(1)～(5)に該当しない旨の申立書及び(6)について滞納がないことの証明書(申請書提出日前の1ヶ月以内に交付されたもの)

⑤その他市長が必要と認める書類

(2) 提出場所

〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台66-1

男鹿市市民福祉部 生活環境課 (電話0185-24-9114 直通)

(3) 提出期限

令和7年10月31日(金) 午後5時15分まで

(郵送による場合は当日必着)

なお、提出期限後における申請又は添付書類の変更及び追加は認めません。

(4) 提出部数等

正本1部、副本(写し)7部を提出してください。(副本はコピー可とします)

(指定管理者指定申請書類のうち、法人の登記事項証明書については正本1部のみ提出してください。)

※指定管理者の候補の選定にあたり、申請者に対して申請書及び添付書類の内容について説明を求める場合があります。

## (5) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

①受付期間 令和7年10月1日(水)～24日(金)午後5時まで

②受付方法 質問票(様式5)に記入のうえ、「14 問い合わせ先」に提出してください。(ファクシミリ、電子メールでの提出も可)なお、電話、訪問、口頭による質問は受け付けません。

③回答方法 男鹿市ホームページに随時掲載いたします。

## (6) 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書の内容を無償で利用できるものとします。

また、提出された書類については、男鹿市情報公開条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。なお、提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

## (7) 費用の負担

申請に要する経費は、申請者の負担とします。

# 1 1 説明会

## (1) 日時

令和7年10月15日(水) 10時00分～

## (2) 場所

男鹿市役所 3階 第3委員会室

## (3) その他

説明会への参加を希望する団体は、説明会参加申込書(様式6)により説明会前日の正午までに、「14 問い合わせ先」に連絡してください。

# 1 2 指定後の手続き

## (1) 協定書の締結

男鹿市斎場の管理及び運営に関する業務の内容、管理料及び詳細事項等について、市と指定管理者が協議のうえ、協定を締結します。

## (2) 指定管理者準備業務

指定管理者として指定された団体は、市と十分に協議のうえ、令和8年1月から同年3月にかけて、管理業務に円滑に移行できるよう必要な準備を進めるものとします。

# 1 3 公募から管理運営までのスケジュール

|                         |          |
|-------------------------|----------|
| 令和7年10月 1日(水)～10月31日(金) | 公募期間     |
| 令和7年10月 1日(水)～10月24日(金) | 質問事項の受付  |
| 令和7年10月15日(水)           | 説明会      |
| 令和7年10月31日(金)           | 申請書の提出期限 |

|               |                |
|---------------|----------------|
| 令和7年11月上旬（予定） | 必要に応じてヒアリング    |
| 令和7年11月上旬（予定） | 審査委員会による選定     |
| 令和7年12月下旬（予定） | 指定管理者の議決       |
| 令和8年1月下旬（予定）  | 指定管理者の指定（告示）   |
| 令和8年2月下旬（予定）  | 協定の締結          |
| 令和8年4月1日（水）   | 指定管理者による管理運営開始 |

#### 14 問い合わせ先

男鹿市市民福祉部生活環境課 環境安全班

電話 0185-24-9114（直通）

ファクシミリ 0185-24-3100

E-mail kankyo@city.oga.akita.jp

#### 15 様式・資料等

- （1）指定管理者指定申請書（様式1）
- （2）事業計画書（様式2）
- （3）収支予算書（様式3）
- （4）指定管理者の指定申請に係る申立書（様式4）
- （5）質問票（様式5）
- （6）説明会参加申込書（様式6）
- （7）管理業務仕様書